

29年度は制度が大きく変わります

変更点①

18歳以上の市民の皆さんが 選択届け出をできるようになります

28年度までは選択届け出できる人は「前年度の個人市民税を納めた人」でしたが、29年度からは「届け出最終日時点で満18歳以上の市民」となります。これにより、個人市民税納税の有無に関わらず、届け出ができるようになり、選択届け出をできる人の人数は、28年度の約9万人から29年度は約16万人(見込)と約1.8倍になります。

変更点②

1人当たりが支援できる 金額が一律になります

28年度までは、「前年度個人市民税の1%相当額まで」を支援することができましたが、29年度からは、1人当たりが支援できる金額を「市全体の個人市民税の1%相当額÷18歳以上の市民の人口(いずれも前年5月末時点)」とします。29年度は750円までとなり、支援できる金額に個人差がなくなります。

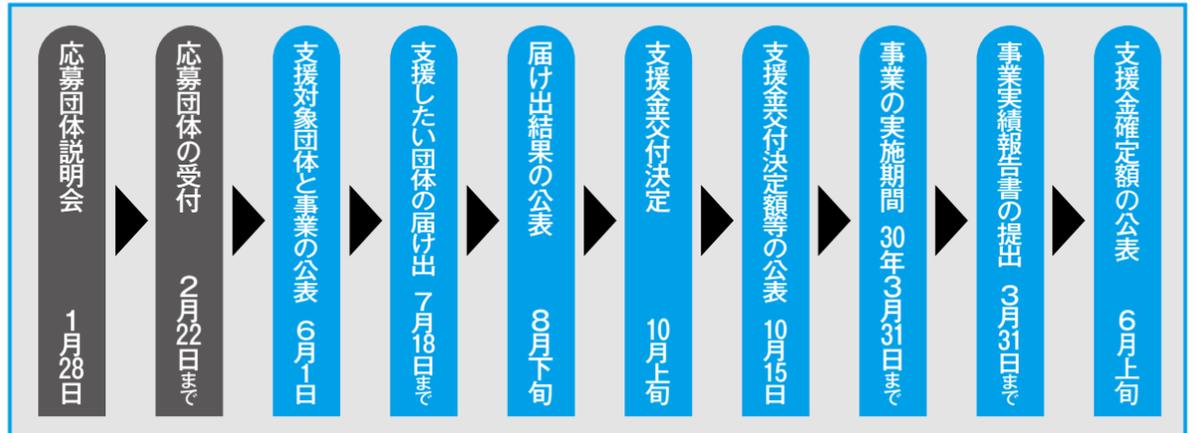
選択届け出の結果は8月下旬 決定額は10月15日に公表

選択届け出の結果は、8月下旬に市のホームページなどで公表します。

その後、届け出金額により、団体が事業計画を変更したい場合は、変更申請を市に提出します。審査会で申請内容を審査し、市が支援金額を決定します。

支援金交付決定額は、10月15日号の広報やちよなどで公表します。

制度の流れ



ご利用ください

電子申請サービス

選択届け出はインターネットを利用してパソコン・携帯電話からでも行うことができます。皆さんの個人情報を保護するため、「ちよ電子申請サービス」を利用しています。

市ホームページのトップページから、次の2通りの方法でアクセスできます。

- ①「八千代市市民活動団体支援金交付制度」ページからアクセス
- ②「電子申請サービス」ページからアクセス

手続きを行う前に、「ちよ電子申請サービス」の利用方法を確認しながら、指示に従って必要事項を入力し、選択届け出を行ってください。

制度の信頼を

失うようなことはやめましょう

この制度を広め、市民活動をさらに活発にしていくために、制度の信頼を損なうような次の行為はやめましょう。

- 他人になりすまして選択届け出をする
 - 団体を選択することを条件に、不正な約束をする
 - 自分の団体を選択してもらうために、過度な広報活動や不正な行為をする
- このようなことが判明した場合は、届け出が無効になったり、支援金の交付が取り消されたりすることがあります。

支援対象団体による

PR動画を公表します

平成29年度の支援対象団体が、市民の皆さんに自分たちの活動をPRし、支援を呼びかけるための動画を公表します。

動画では、支援対象団体が自分たちの活動にかける熱い思いを語ります。市ホームページで順次公開していきますのでぜひご覧ください。

1人当たりの支援金額の算出方法

市全体の個人市民税の1%相当額 ÷ 18歳以上の市民の人口
(いずれも前年5月末時点)

29年度の場合

121億3,812万3,642円 × 1% ÷ 16万2,249人

÷750
(1の位を四捨五入)

28年5月末時点個人市民税調定額

28年5月末時点18歳以上の市民の人口

29年度の1人当たりが支援できる金額…750円まで

届け出ができる人の人数

18歳以上の市民の皆さんが対象に



28年度は、27年度個人市民税を納めた人が対象

29年度は18歳以上の市民の皆さんが対象

